

事業内職業訓練補助金交付要綱

(通則)

第1条 事業内職業訓練補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）（以下、「規則」という。）に定めるところによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本市中小企業の人材養成に寄与する職業訓練を実施する団体に交付し、もって本市中小企業の経営力強化を目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下、「法」という。）第31条に定める職業訓練法人が法第13条に定める認定職業訓練を実施し、本市中小企業の人材養成に寄与する職業訓練に関する指導及び情報提供等の業務
- (2) 次に掲げる要件にすべて該当する団体が実施する普通職業訓練の普通課程
 - イ 中小企業の事業主に雇用されている訓練生の数が職業訓練実施団体における訓練生数の3分の2以上であること
 - ロ 法第19条第1項に定める普通職業訓練の普通課程を実施すること
 - ハ 県の補助団体であること
 - ニ 市内に主たる事業所を有するか、または加盟事業所が福岡市内に過半数存在すること
 - ホ 実施中の職業訓練事業に永続性が認められること
 - ヘ 総訓練時間に対する総訓練生の出席時間が80%以上であること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に応じ、別表に定める補助率または補助額による。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。」なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 営利活動を目的としない団体であること
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (3) 本市の市税を滞納していないこと

(補助対象期間)

第7条 補助の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請)

第8条 第3条第1号に該当し補助を受けようとする団体は、市長に対し規則様式第1号に定める交付申請書を提出しなければならない。

2 第3条第2号に該当し補助を受けようとする団体は、市長に対し様式第1号に定める交付申請書及び様式第2号に定める事業計画を提出しなければならない。

(決定)

第9条 市長は、前条の規定にもとづく申請書の提出があったときは、当該申請書にかかる書類の審査を行い、補助事業の内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書を当該団体に交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業終了後、すみやかに別紙様式第3号に定める事業実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定にもとづく報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知しなければならない。

(決定の取消)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が不正に補助金を申請し、また交付を受けていることを知ったときは、補助金の交付決定の一部又は、全部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消した部分にかかる補助金は、期限を定めて返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(別 表)

事業区分	補助対象経費	補助率又は補助額
職業訓練法人が行う本市中小企業の人材養成に寄与する職業訓練に関する指導及び情報提供等の業務	旅 費	左に掲げる補助対象経費の2分の1以内
	消 耗 品 費	
	通 信 費	
	借 上 料	
	印 刷 製 本 費	
	運 搬 費	
職業訓練実施団体が行う本市中小企業の人材養成に寄与する職業能力開発促進法に定められた普通職業訓練の普通課程	普通職業訓練の普通課程実施にかかる経費	職業訓練実施団体1団体当たり100,000円と福岡市内居住の訓練生1人につき8,000円の合計額

5 事業に要する収支

収 入

科 目	金 額	内 訳
合 計		

支 出

科 目	金 額	内 訳
人 件 費		
施 設 費		
設 備 費		
教 科 書 費		
教 材 費		
特 別 措 置 費		
そ の 他		
合 計		

訓練課程： 訓練課程

訓練期間： 年間

訓練科名： 科

訓練科目		区分	訓練時間			備考
			1年	2年	3年	
普通 学 科						
		計				
専 門 学 科						
		計				
実 技						
		計				
集合訓練時間計						

- (注) 1. 集合して行った訓練時間のみ記入すること。
 2. 試験時間の(技能照査を含む)も含めるものであること。
 3. 学科については、訓練基準の科目ごとに記入すること。

事業実績報告書

平成 年 月 日

福岡市長
殿

所在地

団体名

代表者名

平成 年 月 日付、経支第 号により補助金の交付決定を受けた事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

平成 年度 事業内職業訓練事業

2 補助事業の実施期間

平成 年 4月 1日 から 平成 年 3月 31日 まで

3 補助事業の実施状況

ア 補助事業経費収支決算書

イ 補助事業の経過または成果を証する書類等

4 補助金の交付決定額と精算額

補助金の交付決定額 円

(補助金の既交付額)

補助金の精算額 円

平成 年度 職業訓練実施報告書

1 事業の実施期間

平成 年 4月 1日 から 平成 年 3月31日 まで

2 訓練生徒数

() 内は市内居住者数

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> <div style="margin-left: 5px;">区分</div> </div> 訓練科目	訓 練 生 徒 数			
	1 年	2 年	3 年	総 計
				()
				()
				()
				()
	()	()	()	()

3 加入事業所数

加入事業所数 事業所

うち市外事業所数 事業所

4 本年度における出席状況

訓練時間数 (A) 時間

延べ出席時間数 (B) 時間

出席率 $\left(\frac{B}{A} \times 100 \right)$ %

5 事業に要した収支

収 入

科 目	金 額	内 訳
合 計		

支 出

科 目	金 額	内 訳
人 件 費		
施 設 費		
設 備 費		
教 科 書 費		
教 材 費		
特 別 措 置 費		
そ の 他		
合 計		